別表六の二(十九)の記載要領第１号中「第68条の15の４第２項又は第３項」を「第68条の15の４第３項」に改め、同第11号中「「翌期繰越額(38)－(39)　(40)」の各欄」を「「翌期繰越額(21)－(22)　(23)」の欄」に改め、「別表六の二(三)「７」又は」及び「及び「合計」」を削る。

別表六の二(十九)付表を削る。

別表六の二(十)の表中

個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十一)「８」)－(別表六の二(十九)「８」)	7

を

個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十一)「８」)	7

に、

個別帰属額基準額 (2)×20/100－(別表六の二(十一)「８」)－(別表六の二(十九)「８」)	
個別帰属額基準額の残額 ((14)又は((14)－(9)))－(別表六の二(十一)「16」)－(別表六の二(十九)「16」)	

を

個別 (2)×	
個別 ((14)又は 」)－(別	

帰属額基準額 20/100－(別表六の二(十一)「８」)	
帰属額基準額の残額 ((14)－(9)))－(別表六の二(十一)「16 表六の二(十九)「７」)	

に、

総調整前連結税額基準額 (24)×20/100－(別表六の二(十一)「25」)－(別表六の二(十九)「25」)	25

を

総調整前連結税額基準額 (24)×20/100－(別表六の二(十一)「25」)	25

に、

調整前連結税額 (別表六の二(三)

超過構成額 「７の⑲」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑱」)

に、

総調整前連結税額基準額 (24)×20/100－(別表六の二(十一)「25」)－(別表六の二(十九)「25」)	
総調整前連結税額基準額の残額 ((29)又は((29)－(26)))－(別表六の二(十一)「32」)－(別表六の二(十九)「32」)	

を

総調整前連結税額基準額 (24)×20/100－(別表六の二(十一)「25」)	
総調整前連結税額基準額の残額 ((29)又は((29)－(26)))－(別表六の二(十一)「32」)－(別表六の二(十九)「16」)	

に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法第68条の15の５第２項若しくは第３項」を「租税特別措置法第68条の15の５第３項」に改める。

第明治三十五種郵便物認可